

請 願 一 覧 表

(令和8年第2回定例会)

【9月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委 員 会 名	継 続	新 規	小 計
総務企画委員会	1	0	1
福祉環境委員会	0	0	0
農林水産委員会	0	0	0
産業観光委員会	0	0	0
建設委員会	1	1	2
教育公安委員会	0	1	1
合 計	2	2	4

総務企画委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
請18	継	「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択について		5	

福祉環境委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

農林水産委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

産業観光委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
		なし			

建設委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
請30	継	特定利用空港・港湾の指定について		9	
請32	新	特定利用空港・港湾の指定に同意しないことを求める請願について		11	

教育公安委員会

受理 番号	新規 継続	件 名	提 出 者	頁	備 考
請31	新	私学助成に関する意見書の提出を求める請願について		13	

受理番号	請 1 8	提出者	住所	
受理年月日	R 7 . 5 . 3 0		氏名	
新規・継続	継			
紹介議員	櫻田憂子、加藤麻里、加賀屋千鶴子、佐藤光子			
件 名	「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択について			
要 旨	【請願事項】 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を採択すること。 【請願理由】 人の人生において氏名はその人自身を表すものであり、人格の一部となっている。しかしながら、婚姻の際には、そういった氏名の氏（うじ）、姓を、どちらかが変えなければならないというのが日本の制度である。そして、姓を変えるのは約 9 5 %、ほとんどが女性の側となっている。これは、民法第 7 5 0 条が、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓を義務付けており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていないということによるものである。 しかし、冒頭に申し上げたとおり、氏名はその人の人格の一部となっているもので、自分の意思に反して変えることが強制されるようなものではないはずである。この点については最高裁判所も、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（1 9 8 8 年 2 月 1 6 日最高裁判決）としており、このような判断からしても「氏名の変更を強制されない自由」は、人格権の重要な一内容として憲法第 1 3 条によって保障されている。とするならば、民法第 7 5 0 条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制約しているのだから、憲法第 1 3 条に反すると言える。 また、そもそも夫婦が同姓にならなければ婚姻できない、とすることは、憲法第 1 3 条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制約するものである。さらに言えば、夫婦別姓を希望する人は、自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できないということになるのだから、そのような考えの人が婚姻の効果を享受できないというのは、憲法 1 4 条 1 項に定める「法の下での平等」にも反するものである。 一方、婚姻に関する憲法上の規定としては、第 2 4 条がある。 同条第 1 項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第 2 項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」としている。これは、婚姻における両性の平等を定めるとともに、婚姻や家族に関する法律を作る際には、憲法第 1 3 条及び第 1 4 条第 1 項の趣旨が反映されるべきものとしている。 しかしながら、現行法制度のもとでは、冒頭に述べたとおり、新たに婚姻する夫婦のうち約 9 5 % で女性が改姓しており、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものとなっている。また、先ほど指摘した、憲法 1 3 条の			

要 旨	自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第750条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第24条にも反するものである。 また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たらないということである。この点は政府も国会答弁で認めている。 そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務付ける法制度は国際的にも批判がなされている。 国連女性差別撤廃委員会からは、本年10月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとる勧告がなされた。このような勧告は実にこれで四度目である。 そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明された。 日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況である。なお、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で最高裁判所が民法第750条を合憲としているが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきである。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したもののなのである。 近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されている。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されている。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしている。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できない。 国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきである。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもある。 以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考える。そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願を行った。
審査結果	

【現 況】

1 国の見解等

法務省では、選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと進められるべきとの見解を示している。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、選択的夫婦別姓制度について、「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史も踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

また、旧姓使用の拡大については、同計画では、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが明記され、令和元年の住民票やマイナンバーカード、印鑑登録証明書、運転免許証に加え、令和3年からはパスポートへの旧姓併記が認められている。

なお、令和8年3月13日に閣議決定された第6次男女共同参画基本計画においては、旧姓の通称使用の拡大や周知への取組について、「旧氏の単記も可能とする法制化も含めた基盤整備の検討も含め」との文言が盛り込まれた。

2 民法改正に向けた動き

平成8年2月に法務大臣の諮問機関である「法制審議会」が、選択的夫婦別氏制度も含めた民法改正案要綱を答申した。

平成21年には国連女子差別撤廃委員会において、差別的な民法の規定の改正を勧告する内容が示されたが、その後の平成23年5月の民法改正において、これに関連する内容は盛り込まれなかった。

平成27年12月16日の最高裁大法廷は、夫婦同姓とする民法の規定に男女の不平等はなく、家族が同じ姓を名乗るのは日本社会に定着しているとして合憲との憲法判断を初めて示した。ただし、この判決は選択的夫婦別姓を合理性がないと判断したものではなく、この種の制度のあり方は「国会で論じ判断すべき」という姿勢を一貫して示しており、令和3年6月23日の最高裁大法廷も同様の判断をしている。

令和7年5月30日の衆議院法務委員会に、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党は、それぞれ選択的夫婦別姓に関連する法案を提出し、同委員会で審議が行われたが、採決には至っていない。

また、自由民主党と日本維新の会との連立政権合意に基づき、夫婦同姓を維持したまま旧氏使用の法的根拠を明確にする法案を令和8年の通常国会に提出する方針が示されるなど、具体的な法制化の手法を巡っては、現在も国会等において議論が続けられている。

3 国の世論調査の結果

内閣府が実施している「家族の法制に関する世論調査」には、選択的夫婦別姓制度の賛否についての設問があり、その結果は次のとおりである。昭和62年時は、選択的夫婦別姓に対しては、反対の意見が多かったが、その後、徐々に賛成の意見が増加しており、直近の令和3年時の調査では賛成と反対が拮抗している。

	賛成	反対	備 考
1987（昭和62）年	13.0%	66.2%	
1996（平成8）年	32.5%	39.8%	
2001（平成13）年	42.1%	29.9%	通称使用を容認23.0%と合わせて初めて賛成派が過半数を超えた。 20～30代は男女とも51～2%が別姓に賛成となっている。
2006（平成18）年	36.6%	35.0%	
2012（平成24）年	35.5%	36.4%	
2017（平成29）年	42.5%	29.3%	
2021（令和3）年	28.9%	27.0%	賛成「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」 反対「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」

4 経済団体の意見

公益社団法人経済同友会は、令和5年3月に、夫婦同姓が女性の職業活動上の不利益など経済社会に影響を及ぼすことや、個人の尊重と両性の実質的平等、多様な家族形態を認める社会の必要性に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入の早期実現に向けた要望書を国に提出した。

また、令和5年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、女性活躍の着実な進展に伴い、旧姓使用による弊害が生じていることや、現在の夫婦同氏制度が女性に相当程度の改姓による不都合を与える「間接差別」に当たる可能性があるとの指摘もあることなどを受け、選択的別姓制度の導入などを盛り込んだ提言書を公表した。

備 考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
-----	--	-------------------	----------

受理番号	請 3 0	提出者	住所	
受理年月日	R 8 . 6 . 15		氏名	
新規・継続	継			
紹介議員	櫻田憂子、加藤麻里			
件 名	特定利用空港・港湾の指定について			
要 旨	【請願事項】 1 県内空港・港湾における「特定利用空港・港湾」の指定検討について、その目的、想定される活動内容、および地域住民への影響や危惧されるリスクについて、県民に広く情報を公開し周知徹底すること。 2 大館能代空港への緊急着陸事案を巡る防衛省・政府側の対応や説明が不十分な現状を重く受け止め、自衛隊等との共有利用に関する課題や危惧される問題を徹底的に洗い出すこと。また、十分な議論と県民の理解がないまま拙速に指定を承認しないこと。 【請願理由】 政府が進める「特定利用空港・港湾」の指定について、県内空港・港湾がその対象として取り沙汰されている。この制度は、平素からの自衛隊や海上保安庁による利用を想定したものであり、地域住民の安全性や有事の際の影響について、県民にとっては大きな懸念であり高い関心が寄せられてしかるべき問題と認識している。特に昨年（令和7年7月）、大館能代空港において米軍横田基地所属CV-22オスプレイの緊急着陸（予防着陸）事案が発生した際、秋田県は東北防衛局に対して原因究明や説明を求めたものの、これに対する明確な答申や国民・県民が納得のいく十分な回答は未だに示されていない。このような事案に対する不信感や安全上の懸念が解消されないまま、自衛隊等との共有利用がもたらす様々な危惧（有事の際の標的化のリスク、民間利用への制限、周辺住民の安全確保など）について十分な議論を行わず、拙速に指定を受け入れることは決して許されない。ついては、地域住民の生命、財産、そして平穏な生活を守る立場から、上記の事項について速やかに措置を講じられるよう請願する。			
審査結果				

【現 況】

1 特定利用空港・港湾について

- ・ 国では、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。
- ・ 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図るとされている。
- ・ 令和8年4月8日時点、全国の24空港、33港湾について、「特定利用空港・港湾」として国とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」が設けられている。
- ・ 令和8年5月13日、国（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から県及び関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」としたい旨の説明があった。
- ・ 秋田県議会6月定例会の総務企画委員会及び建設委員会において、特定利用空港・港湾の概要、国からの説明状況及び今後の対応方針を報告した。
- ・ 県のホームページに、国からの説明資料や議会資料を掲載し、特定利用空港・港湾への対応について周知している。
- ・ 令和8年8月18日に港湾関係者への説明会を実施した。

2 大館能代空港へのオスプレイの予防着陸事案について

- ・ 東北防衛局等に対して予防着陸に至った経緯や原因を明らかにするよう求めてきたが、同局からは、米軍側へ照会しているものの、未だ回答が得られていない旨の連絡を受けている。

備 考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
-----	--	-------------------	----------

受理番号	請 3 2	提出者	住所	
受理年月日	R 8 . 9 . 14		氏名	
新規・継続	新			
紹介議員	加藤麻里、加賀屋千鶴子			
件 名	特定利用空港・港湾の指定に同意しないことを求める請願について			
要 旨	【請願事項】 国から打診のあった特定利用空港・港湾の指定については、港で働く人々の生命・安全・雇用・生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、県議会で十分な議論と検討を重ね、知事に対して指定に同意しないことを求めること。 【請願理由】 終戦から 8 1 年のこの夏。テレビや新聞では例年になく『戦争だけは絶対ダメ、平和こそ大切』という趣旨の報道や投稿が多かった印象がある。その背景には防衛予算の膨張、自衛隊の階級呼称の旧軍化の動き等々、日本は「戦争できる国」から一歩踏み出し、「戦争をする国」に変貌しつつあるのではないかと国民の不安心理があるのではないかと考えている。本県にも国から特定利用空港・港湾の指定の打診があり、議論を呼んでいる。 私どもは港湾労働者として、秋田港や船川港の特定利用港湾の指定に大きな不安を抱いている。港湾の軍民共用につながるからである。 世界各地で発生している戦争の現実、民間施設の軍事利用が相手国から標的化の口実にされ、多くの犠牲者を生み出している。国際人道法が謳う「民間人の保護の原則」は著しく損なわれているのが現実である。 港湾も例外ではない。港が特定利用指定つまり軍民共用とされた場合、その先にあるのは港湾の軍事基地化・兵站基地化である。このことは、万が一相手国と交戦状態に入れば、ただちに攻撃目標とされることを意味し、港湾労働者の生命・安全・雇用・生活が脅かされる事態を招く。 港湾運送は平和産業である。その社会的使命は国民経済の平和的発展に貢献することであり、戦争に備えて軍事基地にすることでも兵站基地にすることでもない。政府には日本国憲法に立ち返り、「安全保障環境の深刻化」には軍備増強や抑止力の向上で対応するのではなく、相手国との粘り強い外交交渉で緊張を解きほぐすよう求める。			
審査結果				

【現 況】

- ・ 国では、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。
- ・ 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図るとされている。
- ・ 令和8年4月8日時点、全国の24空港、33港湾について、「特定利用空港・港湾」として国とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」が設けられている。
- ・ 令和8年5月13日、国（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から県及び関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」としたい旨の説明があった。
- ・ 秋田県議会6月定例会の総務企画委員会及び建設委員会において、特定利用空港・港湾の概要、国からの説明状況及び今後の対応方針を報告した。
- ・ 県のホームページに、国からの説明資料や議会資料を掲載し、特定利用空港・港湾への対応について周知している。
- ・ 令和8年8月18日に港湾関係者への説明会を実施した。

備 考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
-----	--	-------------------	----------

受理番号	請 3 1	提出者	住所	[REDACTED]
受理年月日	R 8 . 9 . 14		氏名	[REDACTED]
新規・継続	新			[REDACTED]
紹介議員	竹下博英、杉本俊比古			
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願について			
要 旨	【請願事項】 施行 5 0 周年となる私立学校振興助成法の第 1 条に掲げる「教育条件の維持向上」「保護者の経済的負担の軽減」「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする各種支援施策が一層拡充されるよう、貴議会において政府及び国会に対する意見書を提出すること。 【請願理由】 本県の私立高等学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与してきた。 その一方で、今後少子化は益々深刻化していくとされており、産業構造の変化に対応できる人材育成の強化が急務となっている。本県及び我が国の将来を支える子供たちへ質の高い教育を提供するため、私立高等学校では教育内容の充実化を図っているが、昨今の物価・光熱水費・人件費の高騰により、益々厳しい学校運営を強いられている。 私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助については、教職員の安定的な確保や処遇改善に必要な人件費の増加に加え、物価高騰や空調設備の使用増加による光熱費負担の上昇など、学校を取り巻く経営環境が大きく変化しているにもかかわらず、補助単価の伸びは十分とは言えない状況にあり、経常費助成の一層の拡充が必要である。 特別補助においては、スクールカウンセラー、ICT支援員、部活動指導員、障がいのある生徒への支援員など、多様化する教育ニーズに対応するための人的支援の充実が求められており、いじめや不登校への対応、保護者対応など、学校運営上の諸問題に対する支援の強化も必要である。加えて、ICT教育の推進に不可欠な生徒用端末や校内通信ネットワークの更新・整備への支援、学校施設の耐震化や空調設備整備をはじめとする高機能化への支援の充実が不可欠となっている。 就学支援金については、物価高騰等の状況において、保護者の経済的負担を軽減し、子供たちの学校選択の機会を確保するため、情勢の変化に応じた支援金上限額の見直しが望まれる。あわせて、私立高等学校等の生徒が海外留学や国際交流活動、研修・修学旅行等を通じて国際的な視野を養い、将来のグローバル人材として成長できるよう、留学支援制度等の拡充も重要である。 これらの課題は本県の私立高等学校も同様に抱えているものであり、その解決には県の取組に加え、国による財政支援及び制度の充実が不可欠である。			
審査結果				

【現 況】

○私立学校運営費補助等について

- ・ 昭和 4 4 年度に全国に先駆け、経常的経費等の一部を補助する「私立学校運営費補助金」を創設し、翌年度には国において同様の補助制度が開始した。同制度による令和 8 年度の生徒一人当たり補助単価は 3 8 万 4 , 3 9 3 円である。
- ・ 平成 2 2 年度に私立高等学校の特色ある教育活動の経費の一部を補助する「あきた私学魅力アップ支援事業」を開始し、教育相談体制の整備や外部講師による人材育成、体験活動の推進などに活用されている。
- ・ 平成 2 6 年度までに、国の補助制度及び県の嵩上げ支援等により、全 5 校の校舎等の耐震化が完了した。
- ・ 令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国の交付金を活用し、普通教室へのエアコン設置を支援した。
- ・ 令和 3 年度に I C T による学習活動の充実を図るため、国の交付金を活用し、生徒が使用するパソコン端末等の整備を支援した。同年度から授業目的公衆送信補償金制度の活用経費を私立学校運営費補助金に加算している。
- ・ 令和 4 年度から光熱費の高騰分を助成し、学校法人の負担軽減を図っている。

○就学支援金制度について

- ・ 平成 2 2 年度に世帯の所得に応じて授業料に充当される国の「高等学校等就学支援金」制度が創設されるとともに、私立高等学校向けの加算支給が導入された。
- ・ 令和 2 年度に年収 5 9 0 万円未満程度の世帯を対象に、支給額が私立高等学校の全国平均授業料を勘案した水準まで引き上げられた。
- ・ 令和 7 年度にこれまで対象外であった年収 9 1 0 万円以上の世帯に対し、公立高校と同等の額が支給された。
- ・ 令和 8 年度に所得制限が撤廃されるとともに、支給額が全国平均授業料相当の 4 5 万 7 , 2 0 0 円に引き上げられた。

○奨学給付金制度について

- ・ 平成 2 6 年度に低所得世帯を対象に国の「高校生等奨学給付金」制度が創設され、授業料以外の教育費（教科書、教材、学用品、通学用品等）の負担を軽減する支援が始まった。
- ・ 令和 8 年度に対象世帯の範囲が拡大され、より多くの世帯の負担軽減が図られるようになった。
- ・ その他、私立高等学校入学料軽減補助等により、修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、もって私立高等学校の発展に資するよう支援を行っている。

備 考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
-----	--	-------------------	----------